

農業基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

葛尾村長 篠木 弘

市町村名 (市町村コード)	葛尾村 07548
地域名 (地域内農業集落名)	落合・大笹・岩角・広谷地地区 (落合、大笹、岩角、広谷地)
協議の結果をまとめた年月日	令和7年10月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載して下さい。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状と課題

- ・震災以前は水稻と畜産の地域循環農業であったが、震災後は営農再開をする農家が少なく担い手不足であり、未利用の農地が増加に繋がっている。
- ・中山間地域であるため、狭小な農地しか存在しないため効率的な利用が難しい。
- ・有害鳥獣(イノシシ等)の被害が年々増加傾向にある。
- ・現在は、認定農業者である3法人(水稻1法人、畜産2法人)が地区の大部分を作付けしており、いずれも畜産の飼料となる作物を作付けしている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在作付けを行っている法人を中心としながら、作付け面積の拡大を進め、未利用の農地を活用していく。
- ・認定農業者に集積・集約化を進めるとともに、新たな新規就農者の確保を図る。
- ・農地バンクへの貸付を進めつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者より農地利用を進める。
- ・狭小な農地については農地改良を施し、効率的な利用ができるようにしていく。
- ・地域の話し合いによりブランド化を図ることや6次化製品の開発等の地区の特色を生かす取り組みを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地区の概要

区域内の農用地等面積	113.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	113.8 ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積{任意記載事項}	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業農用地区域内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集団化の方針
担い手を中心に規模拡大に向けた話し合いを継続していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸付、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付移行時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、基盤整備事業を活用し、必要に応じて基盤整備の実施を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から新規就農者を含め、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、葛尾村・福島さくら農業協同組合・相双農林事務所双葉普及所・福島県農業振興公社等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用する。

以下の任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください。）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

[選択した上記の取組内容]

①イノシシ等の有害鳥獣の被害拡大防止のため、ほ場に防護柵を設置するとともに目撃情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

②畜産経営法人から生産される堆肥を活用し、化学肥料の低減を図る。

⑨村内で飼料用米及びWCS用稲を作付けしてる水稻農家と耕畜連携を進めていく。